

	新潟市教育委員会 平成21年4月 定例会会議録			
日 時	平成21年4月23日(木) 午後3時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	高山 委員			
	田中 委員			
	小嶋 委員			
	山田 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	市橋 浩	教職員課長	逢坂 健太郎
	教育次長	長谷川裕一	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	学校支援課長	南 敦
	事務局参事	大科 俊夫	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	教育総務課長	川瀬 正之	生涯学習 センター次長	和田 明彦
	学務課長	朝妻 厚雄	中央図書館 企画管理課長	上山 茂実
	施設課長	芋川 常治	歴史文化課長	倉地 一則
	保健給食課長	朝妻 博		
	生涯学習課長	玉木 一彦	教育総務課係長	小関 洋
			教育総務課主査	米山 隆
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (5件)	議案番号	件 名
	議案第 1号	訴訟にかかる教育長の代理について
	議案第 2号	第28期社会教育委員の委嘱について
	議案第 3号	平成22年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書選択に関する基本方針について
	議案第 4号	平成22年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5号	平成22年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (6件)	記 号	件 名
		潟東南小学校のアスベストの処理について
		新潟市立学校の「国体」「水と土の芸術祭」の対応について
		図書館の相互利用の実施状況について
		旧新潟税関庁舎等保存管理・活用計画の策定について
		県による有形文化財の指定について
		国による有形文化財（建造物）の登録について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

開催の前に一言ごあいさつを申し上げます。

本年1年間、委員長を務めさせていただきます、佐藤でございます。

経済環境は大変悪化しておりますので、この経済環境の悪化が教育現場に影響ならないように、いろいろな形でこれからやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会を始める前に、新潟日報社、朝日新聞社から取材の申し込みがありますので、報告します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

高山委員、田中委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

まず、付議事件にまいります。

議案第1号は「訴訟にかかる教育長の代理について」、これは人事案件でございますので、非公開とさせていただきます。協議会終了後に非公開案件として再開し審議といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号「第28期社会教育委員の委嘱について」、生涯学習課をお願いします。

○生涯学習課長

議案第2号についてご説明いたします。「第28期社会教育委員の委嘱について」でございます。3ページをご覧ください。第28期の委員の任期でございますけれども、平成20年5月2日から平成22年5月1日の2年間でありまして、今年度は任期の途中となります。このたびの教職員の人事異動によりまして2名の委員が交代となりますことから、新たに委員の委嘱をお願いするものでございます。そのページの下段の旧名簿のうち、巻北小学校の福島校長先生がご退職、潟東中学校の五十嵐校長先生が市外にご転勤ということで、新たに上段の新名簿にありますように、万代長嶺小学校の真柄校長先生、臼井中学校の藤澤校長先生をそれぞれ小・中の校長会から推薦を受けて、社会教育委員として委嘱するものでございます。なお、任期につきましては、新潟市社会教育委員の定数及び任期に関する条例第3条により、前任者の残任期間となります。

上段の名簿のうち上から5人目の笠原委員でございますけれ

ども、公民館運営審議会の委員が今年度改選するに伴いまして、笠原委員が審議委員を退任されることになりまして、ここの肩書きのところを前中央公民館運営審議会と訂正をお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。ございませんでしょうか。それではご承認いただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号、第4号、第5号、「平成22年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について」、ならびに同じく「平成22年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について」、そして「平成22年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について」、学校支援課から説明願います。

○学校支援課長

それでは、平成22年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。4ページからであります。

採択の基本方針は5点あります。1点目、教科用図書の採択に関しては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。

2点目、教科用図書の採択には、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にすること。

3点目、教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定すること。

4点目、今年度は、平成22年度使用中学校の教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行うこと。

5点目、平成22年度使用小学校の教科用図書は、平成21年度と同じ教科用図書を採択すること。

以上の5点でございます。よろしく願いします。

○委員長

ありがとうございます。ただ今、説明にございました、平成22年度使用の新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針についてご説明いただきました。委員の皆様、ご意見、ご質問などありますでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、議案第3号はこの方針について採択させていただきます。

きます。

続きまして、議案第4号をお願いします。

○学校支援課長

第4号、平成22年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。この採択の基本方針も5点あります。1から3については、ただ今、説明をしましたことと同じ内容になります。高志中等教育学校につきましては、平成20年度1月の教育委員会定例会で社会科の公民以外の採択をしていただき、4月から使い始めたばかりですので、今年度は4番になりますが、平成22年度使用の教科用図書（社会「公民」）の採択を行うこと。

5番目、平成22年度使用の教科用図書（社会「公民」以外）は、1月に採択いただいた平成21年度と同じ教科用図書を採択することということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明の1月に採択をいたします。そのほか、4番、5番の説明のと通りの基本方針でございますが、何かご意見、ご質問ないでしょうか。

○高山委員

社会「公民」は2年生から登場するということでしょうか。

○学校支援課長

3年生が使用いたします。

○委員長

そのほかございませんでしょうか。

それでは、議案第4号は提案のとおり採択させていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き議案第5号をお願いいたします。

○学校支援課長

議案第5号、平成22年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

1、教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6条の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教育委員の意見や希望が反映されるようにする。

2、採択の基本的方針、市立高等学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。

（1）自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

（2）文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

（3）選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。

(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

○委員長

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問等はございますか。いかがでございますか。

○高山委員

これは参考までにお聞かせいただきたいのですが、高校での社会科「日本史」についても必修という問題が出てきています。横浜市立高校は、平成 22 年度から必修にしています。それから、神奈川県は平成 25 年度から全体の高校で必修になります。社会科の歴史については、世界史が必修で日本史は選択科目と指導要領ではなっています。例えばこういう指導要領から少し踏み出して、日本史を必修にするというところは各教育委員会できるという理解でいいですか。

○学校支援課長

全部必修にするということは可能ということなのですが、例えば日本史をやるから世界史をはずすというようなことはできないです。

○高山委員

日本史を必修にするということは世界史も同時に勉強することですから、ある意味では生徒に負担がかかると理解できるわけですね。

○学校支援課長

そうだと思います。

○高山委員

新潟市の市立高校で、日本史必修について検討されたということはあるのでしょうか。話題にものぼりませんか。

○学校支援課長

少なくとも去年は、そういう話題はなかったということでございます。

○委員長

せっかくでございますので、この件に関して、何かご意見ありませんか。

○高山委員

日本とアメリカが戦争したことも知らない高校生がいるということも聞いていますし、日本史を選択する生徒は 30%ほどだということです。日本の歴史をしっかりと身につけることは、これからの日本を考える上で大切なことですので、日本史は、必修にした方がいいのではないかとというのが、私の個人的意見なのですが。

○山田委員

これはしかし、時間的には生徒が過重になるということではなくて、世界史とのバランスのうえで、その学校の教育課程を編成する、各学校の教育課程を編成するというのではないのですか。そうでないと、1年間日本史を世界史のようにやるということは、パンクしてしまいますよね。そういうことはいろいろあちこちでやっているかと思うのです。英語を必修にして、特区の申請をして、そして小学校で英語をやる場合に、総合の

時間をぐっと減らすと。もちろん法的には特区にならないとできないので、特区申請をしているわけですが、1人の子どもにとっては、総時間数は決まっていますから、そういうことなのだと思うのです。

○高山委員

例えば高校の社会科の選択科目というものは、世界史とあと何ですか。

○市橋教育次長

高校の地歴科では必修科目は世界史と、地理、日本史のうちから1教科です。今ほどのお話しですが、必修科目の総量はそんなに多くないですので、日本史をやることは可能ですが、ただ日本史を必ず選択しなさいという形で設定した場合に、ほかの増やしたい教科というものがあるかと思えますけれども、そのバランスは自由度が若干減るという形になるかと思えます。

例えば、数学とか、英語とかも増やしたい。地歴公民科もやらせたい。理科もやらせたいというときに、地歴科を世界史プラス日本史というように選択を固定しますと、地理を選択したい生徒は、地歴科を三科目履修することになるので自由度が少なくなります。高校の社会科は、地歴科と公民科ですが、公民科では、現代社会又は倫理・政経が必修となっています。

○高山委員

社会で三つ必修科目があるということですね。

○市橋教育次長

そのようになっています。日本史に加えて地理をやろうとすると、地歴科は全部をやることになります。

○委員長

そのほかございますでしょうか。この関係は、若干違いますけれども、やはり重要な部分だと思いますので、これからひよっとすると議論が出てくる可能性があると思えますけれども、そのときはよろしく願います。

それでは、一応、議案第5号の採択に入りますが、そのほかご意見、ご質問がなければ、ご承認していただきたいと思えますがよろしいですか。

それでは、以上をもちまして、議案第1号以外のすべての議案に関しましては、審議を終了させていただきます。以上をもちまして、付議事件の審議を終了させていただきます。報告事項に入らせていただきます。

第4 報 告

○委員長

まず、一番最初に潟東南小学校のアスベストの処理について、施設課からご説明いたします。

○施設課長

それでは、潟東南小学校のアスベストの処理について、報告申し上げます。

潟東南小学校の屋内体育館は、昭和 45 年に建設され、昭和 62 年に一部増築を行っておりますが、増築部分を除く天井にはアスベスト含有材が吹き付けられておりました。そのため、平成 17 年 8 月にアスベストの除去を行いました。天井面が多孔質、網目状で隙間の非常に多い構造の木毛セメント板であったため、細かく表面内部に入り込んだものは技術的に取りきれない部分もあることから、のり状の材料で固めていく処理を行いました。その後、平成 19 年 7 月に 10 円硬貨大の固化処理された天井の一部が剥がれ落ちたため、再度封じ込め処理を行っていましたが、このたび 4 月 13 日、再び 5 c m 程度の天井材の一部が剥がれ落ちたものです。

4 月 13 日に学校から報告を受けまして、直ちに落下物の成分分析と空気中のアスベスト濃度の測定を実施した結果、落下物にアスベストが 0.1% を超えて含有されていることが判明しましたが、空気中のアスベスト濃度は資料にありますとおり、体育館東側 0.1 (本/リットル)、西側が 0.1 未満 (本/リットル) と通常の空気の状態と同じレベルであり、アスベストは飛散していないことが確認されました。

WHO (世界保健機構) の健康報告書でも世界の都市の一般環境中のアスベスト (石綿) 濃度は一般に 10 (本/リットル) 程度であり、これ以下であれば健康リスクは検出できないほどに低いとしております。

このたびの剥がれ落ちた原因は、時間の経過とともに屋根面の微振動や付着力の低下などによるものと考えられます。

改修工事は緊急を要することから、一昨日の 21 日火曜日からは 5 月 10 日日曜日までの日程で行うことといたしました。今回の工事の内容は、天井面の点検、清掃を行ったのち、のり状の付着剤で固める処理を行い、さらに天井全面に発泡ウレタン材を吹き付け、全体を覆うことによりアスベストの封じ込めと落下物の防止を図るものです。工事終了後は、空気中のアスベスト濃度を測定し、安全を確認したうえで、体育館の使用再開を予定しております。なお、保護者の皆様には、体育館の閉鎖や環境測定の結果につきまして、逐次学校を通じて文書でお知らせしながら、20 日月曜日には保護者の方々にこれまでの経過と工事などこれからの予定についての説明会を開催いたしました。近隣の自治会の皆様にも工事のお知らせ文書を配布させていた

だいているところでございます。

また、体育館の改修工事が終了するまでの期間、体育館を使う競技活動については、潟東体育館を使用し、行うことといたしました。

昨年来、学校でのアスベストの発見が相次いでいることから、既に実施しております調査内容を今一度精査のうえ、再調査の点検などの措置を講じて、学校施設の一層の安心・安全な維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。潟東南小学校のアスベストの処理について報告がございました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○高山委員

これを見ますと、平成17年8月に工事は終了しているわけです。2年後の平成19年には一部が剥がれ落ちた。しかも今年、そんなに時間は経っていないのですが、ずさんな工事であったということではないのですか。

○施設課長

今ほど説明いたしました。天井板が網目状になっている構造のところにアスベストが入っているものが付着していたため、一応、それを取り除くという作業はしたのですが、全面的に取り除くということは難しいことから、その部分は飛散を防止するために付着材を吹き付けし、飛散防止工事を終了したのですが、やはり広い体育館の屋根の部分ですので、どうしても振動、それから材料の劣化というものも考えられるということで、落下が避けられなかったわけですが、今回はさらにそこに泡状のムースみたいなもの、発泡ウレタン材をもう一度吹き付けて、さらに封じ込めと落下の防止に努めたいと考えています。

○高山委員

例えば天井全体を全部取ってしまっって新しいものに取り替えることと、今回の工事にかかる費用とは、どのくらい違うものでしょうか。

○施設課長

やはりこちらの吹き付けをして行うという方が格段に安くあがるということです。

○高山委員

子どもたちの健康を考えた場合、今回の新しい対応で守れるかどうか、今のところは大丈夫なのでしょう。何年持つとか、そのようなこともあると思いますが。

○施設課長

こちらの工事で十分大丈夫と思っております。ただ、こちらの体育館の工事は、既に改築の予定が入っております。平成22年に改築ということで考えておりますので、できるだけ早く工事を行って、より安全な環境の中で子どもたちの教育ができて

	<p>るようにと考えています。</p> <p>来年改築ということですね。</p> <p>はい。</p> <p>それまでの応急処置みたいなものなのですか。</p> <p>応急処置的になりますが、応急処置ではありません。</p> <p>そのほかございますでしょうか。</p> <p>こういうケースは、ほかの学校でも想定はされるのでしょうか。この中での調査は行われているのでしょうか。</p>
○高山委員	
○施設課長	
○高山委員	
○施設課長	
○委員長	
○施設課長	<p>実際、このほかにも事例は体育館ではございませんが、取り残しがあつたところがあります。こういったことが頻発しておりますので、もう一度、過去の工事を全部調査いたしまして、危ないと思われるところについては、もう一度、調査と点検をしていきたいと考えています。</p>
○山田委員	<p>発泡ウレタンというものは、今回、初めて泡状のものを吹き付けるのですか。今回の潟東が初めて。そうでなくて、どこのところもそういう形でやってきていて、偶然、潟東南がうまくなかったということなのか、これはどういうことなのでしょうか。</p>
○施設課長	<p>発泡ウレタンの吹き付けを行っている工事はここだけではありません。既に実績のある工事です。これまでは固着ということで済ませていたのですが、今回は、さらに安全にということで、そこにもう一度発泡ウレタンを吹き付けして、一層の安全を図るということです。</p>
○山田委員	<p>今までは違うわけですか。発泡ウレタンではなかったわけですね。</p>
○施設課長	<p>はい。体育館に限ってはそうでした。</p>
○委員長	<p>そのほかございますか。</p> <p>アスベストは由々しき事態でございます。大至急、想定される工事をしたところはチェックしていただいて、恐らく人の命を守らなければいけないと思うので、大変多忙感があり、職員の皆さんは大変でしょうけれども、もう少しそのあたりは気をつけて、その部分を常にチェックしていただくような体制を整えてもらうようお願いいたします。</p> <p>続きまして、新潟市立学校の「国体」「水と土の芸術祭」の対応につきましてよろしいですか。</p>
○学校支援課長	<p>児童生徒の「国体」「水と土の芸術祭」の対応についてご説明いたします。</p> <p>まず、トキめき新潟国体についてご説明いたします。炬火イ</p>

イベントはいずれも土日、祝日に行われますので、区役所から学校や少年団などに直接依頼がいき、参加する子どもとその保護者の同意と責任で行われます。お手元の資料を作成した段階と変更になっているところがありますので、今、分かっている範囲で報告いたします。東区ですが、4月29日ではなく、5月9日の土曜日に変更になったということです。それから中央区につきましても、期日ははっきりしませんが、7月に変更するという事になっております。この炬火イベントは区の地域行事を利用したり、西蒲区のように学校の運動会を活用したりと、区の計画で対応している行事でございます。

次に開会式についてです。開会式は9月26日土曜日に予定されています。この開会式には、県の依頼で小学生約1,000名がマスゲーム演技で参加することになっております。資料にあります笹口小学校も参加することになったと聞いておりますが、13校の6年生が参加します。この日は土曜日ですので、参加する6年生と職員は授業日の振替で対応するという事です。

それから9月28日から閉会式の10月6日までの競技対応については、学校補助員として教職員が競技の役員として参加します。生徒が競技の手伝いやプラカード持ち、表彰式の補助などで参加します。いずれも教育活動の一環としての参加になります。

観戦についてですが、お手元の資料は昨年度の7月から9月にかけてのアンケート結果です。新年度に再度アンケートをとり、8月中に日程調整して、9月に対象校へ案内をし、これも教育活動の一環として行われます。国体については以上でございます。

2番目の水と土の芸術祭についてですが、7月18日の土曜日から12月27日の日曜日までの日程で行われます。中学校では作品の募集に対して、学校単位で作品を応募し、積極的な参加を考えているところもあると聞いております。

また、中学校教育研究協議会の美術部での計画や、大学が中心になって行う教育プロジェクトでの計画もこれから本格的な動きを展開するという事でございます。

なお、新潟市内の小・中学校の児童・生徒には、6月に会期中、すべての会場で使用できる無料パスポートが配付されます。この無料パスポートを利用して、積極的にこのイベントに参加し、アート作品や美術館を訪ね歩き、地域のよさを知り、楽しみ、郷土に誇りを持てるように働きかけてまいりたいと考えて

	おります。
○委員長	ありがとうございました。「国体」と「水と土の芸術祭」に關しまして説明いただきました。とりあえず、国体から何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
○田中委員	区の計画で行われたイベントなのですが、そちらに関しては保護者の合意と責任とお伺いしたのですが、学校としては全く関係していないのでしょうか。
○学校支援課長	例えば最近ですと東区の地域課というところが、桃山小学校へプリント等を持って行って、学校が子どもに呼びかけるとか、配付したりして、結局、行くか行かないかということをも桃山だと4人ぐらいなのですが、そこに参加する、しないは、学校が決めるのではなくて、保護者の同意、子どもの行きたいということを決めると。例えば行き帰りをどうするかということも保護者の責任でやっていただくということで、学校としては、当然、自分の学校が出ていますので、先生方が見に行ったりということはあるのですが、学校は直接タッチしないというやり方なのだそうです。
○小嶋委員	それに関連しまして、保護者の責任でということになりますと、事故とか何かあったときの保険とかはどうなるのですか。
○学校支援課長	保険等は県の国体なので区でははっきりしませんが、それはかかっていると聞いております。
○山田委員	開会式対応9月26日、そこに13校でしたでしょうか、載っておりますが、これはどうやって選ばれたのか、立候補したのか。この学校が挙がってきた経緯を説明してください。
○学校支援課長	これは、直接子ども教育委員会が学校に声をかけたわけではございません。これは国体から校長会の方へ話が行って、校長会から呼びかけていただいて、ご覧になっていただくと分かりますが、比較的近辺の学校がなっていますが、立候補していただいたというような形だと聞いています。
○山田委員	一応、近辺の学校という範囲を指定して、希望を取ってあるわけですね。こういう行事というのは、子ども親とも、是非参加したかったという話がすぐあとで出てくると。そのときに、実はこういう選定の仕方になっているのですと。手を挙げたところがなったのですとか、何かそういう説明ができないと、意外と面倒な問題になると思うのですが。
○学校支援課長	そこについて、今、ここで私が無責任に申し上げられませんので、校長会と確認していきたいと思います。
○委員長	そのほかございませんか。

○高山委員	今のところは 1,000 名と書いてありますが、その人数は先に決まっているものなのですか。
○学校支援課長	最初 1,000 名程度という企画があったと聞いております。
○高山委員	例えば、このマスゲームに参加する学校の子どもたちというのは、練習しなければいけないわけですが、どの程度の練習でしょうか。
○学校支援課長	練習は3回程度と聞いております。
○高山委員	3回集まるわけですね。
○学校支援課長	そうですね。夏休みも使うと聞いております。
○高山委員	炬火イベントはどういうものなのですか。
○学校支援課長	いわゆるオリンピックなどでいう聖火のことなのですが、詳しい内容まではつかんでおりません。
○高山委員	炬火リレーに参加するということではないと。こういうものは含まれませんね。
○学校支援課長	具体的なところまではっきりつかんでいません。
○委員長	そのほか、国体に関して何かありますか。 それでは、山田委員が先ほど申し上げましたように対応の方、万が一、なぜうちの学校はマスゲームに出なかったのでしょうかみたいな、いろいろな質問が来た場合の対応の準備だけはよろしくお願ひしたいと思います。 水と土の芸術祭につきましてはいかがでしょうか。
○高山委員	これは芸術祭の実行委員会、その本部からの依頼があったのでしょうか。
○学校支援課長	そうですね。水と土の芸術祭の実行委員会というものがありますので、そこからの依頼になっています。作品募集とか、そういうものは依頼になっています。
○高山委員	作品というのはどのようなものを。
○学校支援課長	そこもはっきりとつかんでおりませんので、調べておきます。
○高山委員	そこに書いてあることは、ほとんど我々はなかなかイメージできないのです。子ども造形デモンストレーションというのは、どんなものなのかもよくわかりません。そもそも芸術祭とは何か。教育委員会として協力要請をするならば、こちらがどういふものなのかきちんとつかんでいないとお願ひできないと思いますので、もうそんなに時間もないし、その辺は子どもたちや学校へきちんと説明はしていただきたいと思います。
○学校支援課長	承知いたしました。
○委員長	そのほかございますでしょうか。それでは「国体」「水と土の芸術祭」対応について終わります。ありがとうございました。

○中央図書館
企画管理課長

続きまして、図書館相互利用の実施状況について、中央図書館長お願いいたします。

中央図書館でございます。資料の10ページでございます。図書館の相互利用実施状況につきまして報告させていただきますが、その前に資料1、近隣自治体との相互利用実施状況の(3)実施状況の下の新潟市以下は正しくは館別新規登録人数で「登」の字句が抜け落ちておりました。お詫びいたしまして、訂正させていただきます。

それでは、はじめに近隣自治体との相互利用実施状況でございます。近隣自治体との相互利用につきましては、昨年10月の定例会で、図書館条例施行規則の一部改正につきましてご審議いただき、改正させていただいたところでございますが、施行しました11月1日から本年3月末までの5か月間の実績がまとまりました。協定を締結いたしました自治体は、新発田市、阿賀野市、五泉市の3市でございます。新潟市の図書館に新たに登録いたしましたこれらの自治体在住者は、新発田市民が299人、阿賀野市民が158人、五泉市民が100人で、合計557人という数になっております。

一方、これら締結市の図書館に新たに登録いたしました新潟市民は77人ございました。締結市の市民からは喜びの声を図書館窓口や市長への手紙などでいただいております。なお、本年4月には以前から要望のありました聖籠町とも新たに協定を締結いたしました。

次に新潟大学附属図書館と県立図書館の間の配本車の運行について報告いたします。昨年12月から新潟市立図書館と新潟大学附属図書館との間で週2回の配本車の運行を開始いたしました。また、本年4月からは、これまで週1回だった県立図書館との間でも週3回に増便いたしました。図書館に所蔵しない資料を他館から借り受け、利用者に提供することを図書館では資料の相互貸借といたしますが、3図書館がこの事業につきまして、覚書を締結することにより、種類の違う図書館間の協力体制が整い、手軽に幅広い資料を利用者に提供できるようになりました。本事業に新潟地域図書館ネットワーク「めぐるくん」という愛称を付けまして、相互貸借に留まらない3館の情報共有化や事業の共同開催なども進めていきたいと考えております。

なお、事業の発足記念といたしまして、この4月26日に新潟大学附属図書館長を講師に迎えまして、記念講演会を開催する

ことにしています。

以上、図書館の相互利用につきまして、二つの報告をさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。図書館の相互利用実施状況につきまして、近隣の相互利用の実施状況と新潟大学附属図書館・県立図書館との間の配本車に対しまして説明いただきました。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○高山委員

5か月間で館別新規登録人数合計が 557 人ということですが、この数字については、どう評価していますか。

○中央図書館
企画管理課長

相手先の図書館新規登録人数が 77 人で、私どもの新潟市立の図書館に登録された市外在住者の方が 557 人ということで、かなり差が開きましたけれども、これにつきましては、調査をしたわけではございませんけれども、新潟市への通勤、通学者が比較的多いということが一つ挙げられると思いますし、また、通勤通学者でない方も買い物等で新潟市においてになるような機会が多分多いと思われまので、そのついでに新潟市の図書館に立ち寄るという機会も多いのではないかと想像しております。

また、新潟市の図書館の方が、蔵書が多いという理由もあるかもしれません。そんなことがこの数字になって現れたのではないかと考えています。

○高山委員

例えば、こういう新規登録者数というのは、毎年調べていらっしゃるわけですか。

○中央図書館
企画管理課長

調査しております。

○高山委員

これは5か月間ですから、ほんぼーとができてから飛躍的に伸びたとは言えますか。

○中央図書館
企画管理課長

市外在住者の方の登録ということですか。これは新しい、前は通勤通学者のみに登録を認めておりましたが。

○中央図書館長

ほんぼーとができる前の沼垂図書館時代の最終的な登録者数が、沼垂図書館だけですと 9,400 人ぐらいでございましたが、今は3万人増えて4万人ほどになっていると思います。新潟市全体では合併地区、新市全体としては16万人ほどでございます。登録率は人口比で 20%ほどで、まだ少ない方だと思っております。その中の市外居住者の人数であるということです。

○委員長

そのほかございますか。

では、私からですが、記念講演というものはどちらで行われるのですか。

○中央図書館 企画管理課長	ほんぽ一とです。私どもの図書館で行います。
○委員長	それと、この図書館の利用に関しまして、全国的に産業界の図書館利用を促進していこう気運が段々高まっているのですが、ほんぽ一とと産業界の利用というのはいかがでしょうか。
○中央図書館長	佐藤委員長からも、これまでもさまざまな角度でご支援いただいております。ビジネス支援ということで、起業・創業されたい方に相談会を開催したり、セミナーを開催したりということで、仕事でも役立つ図書館づくりというものを心がけております。まだまだ企業とか、産業界といった単位での利用ということまでは結びついていないかと思いますが、個人レベルでのご利用は増えているかと思っております。
○委員長	そのほかございますでしょうか。それではどうもありがとうございました。 続きまして、旧新潟税関庁舎等保存管理・活用計画の策定について、歴史文化課からご報告をお願いします。
○歴史文化課長	歴史文化課でございます。よろしくお願ひいたします。 お手元に白表紙の冊子を配付させていただいておりますけれども、このたび、旧新潟税関庁舎の保存管理・活用計画を策定いたしました。全体で 80 ページもございますので、概要でご報告をさせていただきたいと思っております。資料の 11 ページをご覧ください。 新潟開港が明治元年の 11 月 19 日でございます。西暦でございますと 1869 年 1 月 1 日、今年がちょうど 140 周年という年になります。明治 2 年に新潟税関が開設されまして、約 100 年間税関業務に使われておりました。開港 5 港で唯一現存する開港当時の税関の遺構ということで、昭和 44 年に国の重要文化財に指定されております。敷地は国の史跡、建物は重要文化財ということでございます。 昭和 45 年から昭和 46 年にかけて昭和の大改修を行いましたが、それから約 40 年が経過いたしまして、各所に傷みが出てきております。そういうことから文化庁の指導もございまして、開港 140 周年も控えて税関庁舎の文化遺産としての位置づけ、それから敷地の保存管理と建物の保存活用に基本方針を整理して、取扱い基準などを教育委員会として定めるということになりまして、平成 19 年からこの計画策定を進めてまいりました。昨年の年末にパブリックコメントを行い、市民の皆様からご意見をいただき、また文化庁の指導を受けまして、このたび

計画書にまとめたところでございます。

2点目の計画の対象範囲でございますけれども、恐縮ですが17ページにカラーの図面がございますけれども、ここをご覧いただきたいと思っております。上の地図の赤、コピーの関係で茶色に写っていますが、茶色で囲まれている範囲が史跡の範囲でございます。約8,900平米ほどございます。そことその上の方、歴史博物館の敷地を今回の計画の対象範囲といたしております。

それから、11ページに戻っていただきまして、計画の策定に当たりましては、専門家や市民代表で構成する検討委員会でご審議いただき、文化庁・新潟県教育委員会からご指導、ご助言を受けております。

12ページをご覧ください。計画は第1部が史跡の保存管理計画、第2部が建物税関庁舎の保存活用計画の二部構成になっております。まず、第1部の史跡の保存管理計画でございますが、保存管理の方針は文化財保護法に基づいて、適正な保存管理を行い、歴史博物館と一体にまちづくりの核となるような景観の維持に努めるものであります。

また、先ほどの17ページの図をご覧いただきたいのですが、下の方でございますけれども図の2であります。史跡と信濃川に挟まれた区域を景観保全区域ということで、緑色の部分と薄緑色の部分がありますが、景観保全区域に位置づけまして、双方向の視覚によるつながりを維持・展開していくということでございます。赤い部分が史跡の範囲でございます。

また12ページに戻っていただきたいと思っております。

中ほどの保存管理の課題であります。運上所開設当時の敷地の保護、史跡と前面の都市計画道路との重複でありますとか、周辺の高さ制限などにつきまして、関係部局と必要な協議を行っていくこととしております。

整備の基本方針は、できるだけ当初の姿に戻す、あるいは当初の姿が認識できるような整備や修理を行う。それから学術調査の成果を踏まえた整備、活用に対する市民要望にも配慮し、史跡の価値を容易に理解できるような整備を行ってまいりますとともに、活用の基本方針に沿いまして、情報発信や周辺資源とのネットワーク化、教育学習の場や市民との連携・協働による活用に努めてまいります。

13ページでございますが、第2部、旧税関庁舎建物の保存活用計画であります。計画の基本方針に記載のように明治2年の建築当時の姿を保存することを前提に、文化財としての価値の

保存を図ることとし、有効な維持管理に取り組むとともに、公開、活用のあり方を見直し、建物自体を見ていただくだけではなく、市民活動の場としても活用できるような方向で検討してまいります。

また、昭和の大修理で復原されました現状の建物全体を文化財として保存いたします。活用の基本方針としては、新潟開港の歴史の継承に資するような活用を基本にいたしまして、①建造物の公開、展示、市民の学びやまちづくり活動、②歴史博物館の企画と関連付けた市民主導型イベント等への支援、③建物の魅力やアピールと周辺地域のまちづくりへの貢献の3つの柱による活用を進め、今後の課題として、公開範囲の見直し、市民との協働による活用、文化財保存と利用者の安全性と利便性のバランスの見極めなどに取り組むこととしています。

次の14ページでございますが、計画実施に向けての課題ということで、門扉や木柵の応急修理など、早急に実施すべき短期的な課題と、屋根の詳細調査や内外壁の補修など、10年後の開港150周年までに検討実施する課題、景観保全や税関庁舎の本格修理、耐震性能の向上など、早期的に検討していく課題。それに景観保全のための高さ制限や都市計画道路の協議など特に目標を設けず、今後取り組むべき課題ということで、四つに分けて整理をさせていただいております。

最後に15、16ページに、昨年12月15日から1月の半ばまで実施しましたパブリックコメントに寄せられた市民の意見と市の考え方を参考までに示させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。旧新潟税関庁舎の管理・活用計画についてご報告がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

○田中委員

こちらも景観を保つために建物の高さうんぬんという文書がありますけれども、建物の高さだけで、ほかに規制するものはあるのでしょうか。

○歴史文化課長

景観保全区域ということで、周辺のところをいろいろ考えさせていただいているわけですが、ここの区域はちょうど萬代橋下流にあたっておまして、景観保全で高さ50mという、都市計画サイドの規制がかかっておりますが、税関庁舎がやはり低いというところもありますので、川からの眺望を大事にしていきたいということで、教育委員会サイドで規制ということになるとなかなか難しい面もございますので、税関周辺にあま

り高い建物が建たないように、働きかけを都市計画部局、関係部局と協議していきたいという内容でございます。

○山田委員

この旧税関の見直しをして、活用の計画を立てるというのは、なぜ今、こういうことが起こっているのですか。もう当然、あそこに郷土資料館ができるとき、あるいはあの一帯の改造といえますか、そういったものが行われる際に、きちんとしたものができているべきなのに、なぜ今、このようにして出てくるのか。何か建物に欠陥が出てきているわけですか。

○歴史文化課長

建物に欠陥が出ているという、大きな欠陥ということではありません。先ほど申し上げましたように、大改修から40年経って、あちこち傷みが出てきています。ここは国の史跡に指定されておりまして、おまけに建物が国有財産なのです。文部科学省の持っている財産を新潟市が管理団体になり、国有財産を管理していますので、その補修、修繕などをするときに、すべて文化庁に事前協議しないと直せないという状況がございます。そういうことで個々の小修繕のたびに協議をするより、保存管理・活用計画という全体の大きな計画を決めて、その線に沿って改修するということが必要だということで、文部科学省や県教委からのご指摘もありまして、このたび計画をつくったということでありまして。

○山田委員

今、差し迫った問題というものがあるわけではないのですね。あちこち傷みはきても、まだまだそのままでいけるところもあるけれども、国や県の指導もあり、総合的な活用計画を立ててきたということでしょうか。

○歴史文化課長

そういうことです。差し迫っているところは、今年平成21年度で予算を1,000万円ほど計上しているわけでございますけれども、バス通りに面した門のところがシロアリにやられていて、その緊急修理が必要だということがございます。そういうことも含めて、ここの年次計画の中で、特に150周年を目指して、順次年次計画で修繕、改修を進めていきたいということです。

○委員長

そのほかいかがですか。

○高山委員

10年後、一応全部整備が終わるという計画ですが、全体で大体どのぐらいの予算になるのでしょうか。

○歴史文化課長

10年後の150周年を目指した中期的な課題なのですが、そこまで必要なものを調査してということですが、文化財の改修でありますので、大規模にみんなばらしての改修と、それからばらさないまでも壊れているところを改修したりというところもございます。その内容はこれから精査してということになり

ますので、全体の事業費までは10年後の分まで、まだ把握できていないところです。

○高山委員

そういう費用については、国有財産という話がありますが、これは国が管理をしてくれるのですか。

○歴史文化課長

国有財産ではありますが、新潟市が管理団体となっておりますので、ものによって半額負担、国が半額、市が半額ということもございますし、また本当に小さな修繕でありますと全額を市が負担するというケースもあります。

○委員長

そのほかございますでしょうか。

○高山委員

そのステージが完成したときに、一番考えなくてはいけないのは、どう活用するかということだと思います。市民活動の場としてももう少し具体的に説明していただくことはできませんか。

○歴史文化課長

このたびの計画策定にあたりまして、実際に博物館でボランティアを、されていらっしゃる方、それから地域で活動されている方からもご参加いただきまして、ご意見をいただいております。今、建物を見ていただくだけという形になっておりますけれども、今は見ていただいている大きな部屋以外にも別な小部屋になっているところもありますので、そういうところで研修をしたり、あるいは勉強の場として活用する。あるいはせっかく開港地でございますので、開港5港の港を紹介するような展示も必要ではないかという意見もいただいております。また今後ともそういう意見を反映させていただいて、活用の仕方をさらに工夫してまいりたいと思っております。

○高山委員

そうすると、その維持管理の問題ですね。そういうものは全部新潟市が負担するのですか。そうするとすべてで分け合うのですか。

○歴史文化課長

基本的に維持管理費については、市が負担します。

○委員長

そのほかございませんでしょうか。基本的には維持管理費を捻出する、しない人のこの施設を歴史教育としても重要ということで維持管理をすることとなりますと、やはり市民のコンセンサスをきちんと得る必要があるのです。市民のコンセンサスがきちんと出るということは、やはりこれがどうしてここに存在したかということが大変重要なことでありまして、それはやはり日本史を勉強しないと分からない。かつ、世界史も勉強しないと分からない背景に、いわゆる新潟開港5港という位置づけがあるわけで、非常に重要なものだと思うわけです。ですから、もちろんこれを利用して歴史教育をしていただくということは

大変重要なことなのですが、それを踏まえて、やはり小学校、中学校、高校、前の議論に戻るのですが、日本史とか世界史の位置づけで非常に重要な、これから教育として位置づけられると思うので、そのあたりは合わせて総合的にやっていく必要があると思いますので、是非そのあたりも、これは決して歴史文化課だけではなくて、教育委員会全体の中で議論していく必要がある重要な案件だと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それから、もう一つ、これは学術的観光資源としてとらえる場合は、歴史文化課としてはどのような位置づけになっているのか。当然、これは観光政策課とも連携みたいなものをこれから当然、開港 150 周年に向けて、何らかの連携をしていく必要があると思うのです。この辺はいかがですか。

○歴史文化課長

やはり今、みなとまち新潟の歴史、文化を知っていただく、一つの大きな売りでございますので、ここの税関を中心としてみなとぴあへお客様においでいただいて、そこから次の私ども旧小澤家住宅の整備をしておりますけれども、あれは下町の歴史文化を見ていただく、学んでいただくところを結んでいって、そういうルートも整備し、観光資源として大いに活かしていきたいと思っています。

○委員長

ありがとうございます。

○高山委員

小澤邸だとか、旧斉藤邸は、市が買い取ったり、或いは買い取ろうとしています。この辺も観光資源になると思います。今は、小澤邸などはほとんどそのままという感じがしないでもないのですが、これらをどう活かすかということと関連づけて、観光という面で考えていただきたいと思います。

○歴史文化課長

貴重な資源でありますので、大事にして活かしていきたいと思っています。

○委員長

そのほかございませんか。

有形文化財の指定について、国の有形文化財の登録について。

○歴史文化課長

次は 19 ページ、20 ページでございますが、説明させていただきます。まず、19 ページをご覧くださいと思います。去る 3 月 24 日に新潟県教育委員会は、新潟市内に所在する表に記載の 3 件を県の文化財に指定しました。1 件目が西蒲区赤鑑の遍照寺所蔵の銅造観音菩薩立像であります。18 ページの左上の写真でございますけれども、旧巻町が昭和 35 年に文化財指定し、合併後新潟市の指定文化財に継承してきました。高さ 18 c m ほどの小さな像でございますけれども、奈良時代の金銅仏であり

まして、新潟県内では例も少なく、このたび県指定となったものであります。つきましては、新潟市文化財保護条例第4条第2項の規定により、市の文化財指定が解除になりました。

2件目が中央区長嶺町蒲原神社所蔵の木造伝畠山重宗夫妻坐像であります。18ページの中段の2枚の写真であります。これらの像は運慶、快慶の流れを汲む、14世紀前半に活躍しました大仏師湛賀という方の作品でありまして、湛賀作品はほかに全国に1体しか確認されておりません。木造内部の墨書によりまして、つくられた年と作者名を確認することができ、大変貴重であるということで、このたび県指定になりました。

3件目は秋葉区の金津にあります、新潟県埋蔵文化財センター所蔵の青田遺跡の出土品であります。18ページ右上に丸木舟の写真を載せておりますが、新発田市金塚にある縄文時代晩期終末（紀元前3世紀ごろ）の遺跡で、縄文土器や住居跡のほか、低湿地のため木製品、漆製品など、植物質の遺物が大量に出土していることが特徴であります。全国的に見ても、大変貴重な考古資料とされております。

次に国の登録有形文化財であります。20ページに記載の4件が、平成20年度に追加されております。北区白新町の石動神社と古峯神社、同じく北区葛塚の稲荷神社と開市神社の本殿、拝殿などの計7棟であります。建築物の年代と概要は記載のとおりであります。18ページの下段に古峯神社と稲荷神社の拝殿の写真を載せさせていただきました。

○委員長

ありがとうございます。ただ今の報告に対しまして、ご意見、ご質問をお願いします。

○高山委員

最初の銅像観音菩薩立像というものは、市の文化財から県に変わる。あとの二つについては、何の指定もなかったのですか。

○歴史文化課長

2点とも市は指定しておりません。

○委員長

そのほかにありますか。

○高山委員

有形文化財に登録されますと、どういうメリットがありますか。

○歴史文化課長

指定文化財と違いまして、登録文化財は非常に縛りの弱いものでありますけれども、一応、メリットということでは、税制等の優遇措置がございまして、まず1点が相続財産の評価額の10分の3が控除になるということ。それから家屋ですと、固定資産税の半分が減税になります。それから敷地の地価税が2分の1減額になります。また、保存活用のための修理に対して、その修理の設計費の2分の1が国から補助になります。工事費

は別でございます。

○高山委員

縛りが弱いということは、修理をしようと思っても、国に申請しなくてもいいぐらいのものですか。やはり縛りが弱くても、例えば修理したいというときには、許可を得なければいけないのでしょうか。

○歴史文化課長

一応、全体の4分の1以下とか、内装の場合ですと届出は必要ありません。それ以上大きいものについては、届出、事前協議が必要になりますが、一応、改修にあたりましては、私どもに相談していただきまして、文化庁まで必要があるかどうか判断をしています。

○高山委員

資料を見ますと、有形文化財というものが新潟は多いですね。

○歴史文化課長

この登録文化財につきましては、今、建物だけでございますけれども、新潟市内で30あります。この30件という件数は政令市の中では多い方になっています。

○高山委員

是非、生かしていただきたいと思います。

○委員長

そのほかございますでしょうか。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

5月定例会は、5月13日（水）午後2時から、6月定例会は6月12日（金）午後2時からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時15分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員